

○日本育英会の第一種学資金の返還を免除される職を置く研究所等の指定に関する省令

昭和59年8月7日

文部省令第45号

改正 昭和60年3月30日文部省令第6号

平成元年4月1日文部省令第18号

平成5年4月23日文部省令第24号

平成10年3月31日文部省令第6号

平成10年12月18日文部省令第45号

平成12年10月31日文部省令第53号

平成12年12月28日文部省令第55号

日本育英会法施行令（昭和59年政令第253号）第11条第2項第7号の規定を実施するため、日本育英会貸与金の返還を免除される職をおく研究所等の指定に関する省令（昭和40年文部省令第38号）の全部を改正する省令を次のように定める。

日本育英会の第一種学資金の返還を免除される職を置く研究所等の指定に関する省令

（趣旨）

第1条 試験所、研究所又は文教施設（以下「研究所等」という。）に対する日本育英会法施行令（昭和59年政令第253号）第9条第2項第6号の規定による指定（以下「指定」という。）に関しては、この省令の定めるところによる。

（指定の申請）

第2条 研究所等の設置者（国立の研究所等にあつては、当該研究所等の長。以下同じ。）は、指定を受けようとするときは、第1号様式による申請書に次に掲げる書類を添付して、文部科学大臣に提出するものとする。

- (1) 研究所等の設置の目的、業務の内容、組織等について定めた法令、条例、定款、寄附行為その他の規約
- (2) 研究所等において直接研究又は教育に従事している職員（研究又は教育に係る補助的な職員を除く。）の氏名及び履歴を記載した書類
- (3) 申請する年度の前年度の研究所等の事業の概要及び最近の研究又は教育の業績を記載した書類
- (4) 申請する年度の研究等の研究又は教育の事業計画書
- (5) 申請する年度の前年度の研究所等の収支決算書及び申請する年度の研究等等の収支予算書
- (6) 研究所等の研究又は教育の用に供される施設及び設備の種類並びに種類ごとの施設の面積及び設備の数量を記載した書類
- (7) 文教施設にあつては、前各号に定めるもののほか、収容定員、修業年限、教育課程、授業日時数等に関する事項を記載した書類

2 前項の申請書の提出期間は、毎年10月1日から翌年1月31日までとする。

(指定の基準)

第3条 文部科学大臣は、前条の申請があつたときは、当該研究所等が次の要件を備えたものであるかどうかを審査し、備えていると認めるときは、指定を行うものとする。

- (1) 設置者が、国、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、独立行政法人等登記令（昭和39年政令第28号）別表に掲げる法人又は民法（明治29年法律第89号）第34条の法人であること。
- (2) 設置の目的及び主たる業務が、教育、学術及び文化の振興に資する研究又は教育を行うものであり、かつ、このことが、前条第1項第1号の法令、条例、定款、寄附行為その他の規約に明記されていること。
- (3) 主たる業務として行う研究又は教育の内容が、それを行うにあつて大学院を修了した者を必要とする程度のものであること。
- (4) 主たる業務としての研究又は教育を行うために必要な職員並びに施設及び設備を有すること。
- (5) 管理及び維持経営の方法が確実であること。

(指定の公示)

第4条 文部科学大臣は、研究所等の指定をしたときは、その旨を官報で告示する。

(名称変更等の届出)

第5条 指定を受けた研究所等（以下「指定研究所等」という。）の設置者は、当該指定研究所等の名称、業務の内容若しくは組織を変更したとき、又は当該研究所等を廃止しようとするときは、速やかに文部科学大臣に届け出なければならない。

(事業報告書等の提出)

第6条 指定研究所等の設置者（文部科学大臣の主管に属する民法第34条の規定による法人を除く。以下同じ。）は、毎事業年度終了後遅滞なく第2号様式による事業報告書に研究又は教育の業績を記載した書類及び収支決算書を添付して文部科学大臣に提出しなければならない。

(指定の取消)

第7条 文部科学大臣は、業務の内容の変更等により、指定研究所等が第3条に規定する要件に適合しなくなつたと認められるときは、その指定を取り消すものとする。

2 文部科学大臣は、指定研究所等の設置者が正当な理由がなく前条の規定による報告をしなかつた場合には、その指定を取り消すことができる。

3 第4条の規定は、前2項の場合に準用する。

(ディスク等による手続き)

第8条 第2条第1項に定める申請書に添付するものとされている書類並びに第6条に定める事業報告書及び添付書類の提出については、これらの書類の各欄に掲げる事項を電子的方法、磁気的方法その他の方法により記録したディスクその他これに準ずるものを提出することにより行うことができる。

附 則

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 日本たばこ産業株式会社及び日本電信電話株式会社は、第3条第1号の規定の適用については、独立行政法人等登記令別表に掲げる法人とみなす。

附 則（昭和60年3月30日文部省令第6号）

この省令は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（平成元年4月1日文部省令第18号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年4月23日文部省令第24号）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令による改正後の学位規則第12条の規定にかかわらず、同条に規定する報告の様式については、平成6年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。

附 則（平成10年3月31日文部省令第6号）

この省令は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成10年12月18日文部省令第45号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年10月31日文部省令第53号）抄
（施行期日）

第1条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日（平成13年1月6日）から施行する。

附 則（平成12年12月28日文部省令第55号）

この省令は、平成13年1月6日から施行する。

第1号様式

(規格 日本工業規格A4縦型)

日本育英会の第一種学資金の返還を免除される
職を置く研究所等の指定申請書

平成 年 月 日

文部科学大臣 殿

研究所等の設置者の名称
及び代表者の氏名 印

日本育英会法施行令第9条第2項第6号の規定による指定を受けたいので、関係書類を添えて、下記により申請します。

名	称	
所	在 地	電話()
設	置 年 月 日	
研究所等の長の氏名		
組 織		
職 員 の 数	直接研究又は教育に従事している職員(②の職員を除く。)	専任 人 兼任 人 合計 人
	②に係る補助的な職員	人
	③ 事務職員その他の職員	人
①の専任職員のうち大学院において日本育英会の第一種学資金の貸与を受けた者の氏名、奨学生番号及び貸与総額		

(注1) 研究者等の設置者の名称及び代表者の氏名の欄の印は、代表者の署名をもって代えることができる。

(注2) 「組織」の欄には、研究所等の内部組織を系統的に図示し、職員の配置及び所掌している業務の内容を簡明に記載すること。

第2号様式

(規格 日本工業規格A4横型)

日本育英会の第一種学資金の返還を免除される職を置く研究所等の事業報告書

平成 年 月 日

文部科学大臣 殿

研究所等の設置者の名称
及び代表者の氏名

日本育英会の第一種学資金の返還を免除される職を置く研究所等の指定に関する省令第6条に基づき、平成 事業年度(平成 年 月 日～平成 年 月 日)の事業概要等を、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

名 称	(研究又は教育の事業概要)	職 員 の 数	直接研究又は教育に従 ①事している職員(②の職 員を除く。)		(兼任 専任)	人
所 在 地			大 学 院		人	
設 置 年 月 日			大 学		人	
研究所等の長の氏名			そ の 他		人	
(民団法人・特別法人 については監督官 庁、担当部局課名)			②研究又は教育に係る補 助的な職員		人	
(設置目的)			③事務職員その他の職員		人	
(組織図)			①の専任職員のうち大学院に おいて日本育英会の第一種学 資金の貸与を受けた者の氏名、 奨学生番号及び貸与総額			
(研究論文集、事業報告書等刊行物の名称及 び刊行年月)		(備考)				
連絡先 担当部課名		電話 番号	市外局番() ()一	担当者名		

第 1 号様式

第 2 号様式